

<2012—2013年度>

第2回
キャビネット会議
提出案件

2012年11月26日（月）

AP西新宿 5階「B＋C会議室」

ライオンズクラブ国際協会
330－A地区

第 2 回 キャビネット会 議 提 出 案 件

役職名 10R リジョン・チェアパーソン

L名 中 江 勁

案件 1. 10Rゾーン再編の件

(説明) 10Rは渋谷区・世田谷区の17クラブが3つのゾーンに編成されているが
全区を通してのアクティビティ実施などの兼ね合いもあり、
区ごとに以下のように2つのゾーンへと再編したい。

1Zは渋谷区中心の9クラブとする。

(渋谷LC・原宿LC・恵比寿LC・代々木LC・山手LC・
渋谷中央LC・セントラルLC・神宮前LC・代官山LC)

2Zは世田谷区中心の8クラブとする。

(世田谷LC・田園調布LC・玉川LC・成城LC・シティLC・
さぎそうLC・三軒茶屋LC・自由が丘LC)

ガバナーズ・アワード表彰についての答申

平成 24 年 11 月 16 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区

政策・中長期計画委員会

委員長 L 橋本 光祥

当委員会ではアワード表彰規定を作成するに当たり、委員よりアワード表彰のあり方について幾つかの意見が挙げられたので提言としてまとめた。

1. 年次大会におけるアワード表彰式開催時間の見直し

現在のやり方では参加者も少なく（折角受賞したのに欠席が目立つ）盛り上がりにかけている。

式典でアワード表彰式を開催する等、参加者を増やしアワード表彰式を盛り上げなくてはならない。

2. 審査方法見直し

当然、厳格・厳正に審査が行われているが、風評として「馴れ合い」で選考されている事も否めない。

この「馴れ合い」を防止するために、アワード該当委員会で行われている選考会に、各クラブから新人のメンバー（入会して 3 年ぐらい）に数名参加してもらい、新鮮な目で、また、素直な意見を聞いて選考の参考にしてはどうか

3. マンネリ化の防止対策

アワード表彰式の進め方は例年決まっており「マンネリ化」を感じる。

本来、表彰式はもっとサプライズ的なものではないか。

工夫を凝らし参加者に「ドキドキ感」「ワクワク感」を演出する方法を検討するべきである。

4. 個人賞の扱い

ウィ・サーブが前提である 今期は採用したが

今後、個人賞の取り扱いについては検討する必要があるのではないか

以上答申する

副地区ガバナー選挙についての答申

平成 24 年 11 月 16 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区

政策・中長期計画委員会

委員長 L 橋本 光祥

初めに

近年、副地区ガバナー選挙について疑問や異見を持つメンバーが多い。

副地区ガバナーを選挙で選出する事自体は民主的で異議はないが、選挙を取り巻く環境に何らかの問題が生じているのではないかと。

選挙について間違った情報や風評は、神聖な年次大会の品位を貶める事にもなり、加えて年次大会進行の大きな妨げの原因にもなる。それを回避する方法として

- 1.投票を無記名式から記名式への変更
- 2.投票権を代議員からクラブ会長への変更
- 3.年次大会当日からの切り離し

等が当委員会で議論されたが、副地区ガバナー選挙は国際協会の会則・付則等で厳格に決められており、短期的に変更する事は困難である。

そこで、単年度で実施できる事を検討してみた。それは以下の通りである

1. 立候補登録料の見直し
2. 立会演説会の日程増
3. 討論会の実施
4. HP を利用して候補者の情報配信
5. 選挙区の分割
6. 候補者推薦制度

1. 立候補登録料の見直し

現在 20 万円の立候補登録料を以下に掛かる運営経費相当の実費に変更する。(目安として 100 万円)

- ① 立会演説会や討論会の会場費などの経費
- ② 選挙用HPの開設
- ③ 動画撮影（HP にアップ、DVD として配布）の経費
- ④ その他選挙に関わる経費

2. 立会演説会

立会演説会の会場を2～3か所設定しより多くの代議員の参加を促す。

更に立会演説会の様子を動画として HP にアップ、全てのメンバーが閲覧できるようにする。

3. 討論会

立会演説会（一方通行）だけでなく、候補者同士が衆前で討論し本音をぶつけ合う。（例えば、アメリカ大統領選挙）この事は有権者が立候補者の本質を見切る判断基準になるのではないかと。またその様子を HP でアップする。

4. HP の有効利用について

候補者の情報を代議員だけではなく、事前に HP を通して周知させる。

候補者の対外的な選挙活動は WEB 上のみに制限して、選挙目的の例会訪問等は自粛する。

HP 等では有権者だけでなく全メンバーが閲覧可能になりその重要性を共有し、真剣に考えるメリットがある。

5. 選挙区分の分割（3 分割）

これは、以前にも議論し決議された様だが、改めて検討・採用してはどうか。

分割には二つの考え方がある

① 予備選挙としての位置づけ

分割地区で候補者を絞り込み、年次大会で決選投票とする。

② 分割地区での持ち回り

分割地区で選ばれた候補者が順番で副地区ガバナーに就任する

年次大会での選挙は形式的なものになる（信任投票のみ）

6. 推薦人制度

立候補に必要な資格の一つとして、現クラブ会長 20 名以上の推薦人を集めることが望ましい。（推薦の重複は出来ない）それにより推薦人も推薦責任を意識させる。

以上答申する

答 申 書

330-A地区ガバナー

阿久津隆文 様

2012年10月26日

会則・会員・組織連携委員会

委員長 浅野 憲一



上記地区ガバナーからの諮問に対し、以下のとおり答申する。

第1 選挙規定について

1 答申の趣旨

「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙規定」の一部を以下のとおり改正する。

① 第9条第2項(12)号中「現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること」を「現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること」に改める。

② 第9条第1項中「選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う」を「選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う」に改める。

③ 第9条第2項中「特定の候補者に投票させることを目的として次の行為をしてはならない」を「特定の候補者に投票させ又は投票させないことを目的として次の行為をしてはならない」に改める。

④ 第9条第2項(4)号中「利益の供与または、その約束をすること」を「利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること」に改める。

2 答申の理由

① について

元地区ガバナーの選挙活動については、従来、本改正案のとおり、現、前

地区ガバナー等と同様「推薦、同行選挙活動」等の制限が規定されていた。

その後、平成23年6月13日のキャビネット会議において、元地区ガバナーについては推薦、同行選挙活動制限が撤廃され、現行規定のとおりとなった。

しかしながら、平成24年4月の第2副地区ガバナー選挙においては、複数の元ガバナーが特定の候補者のために選挙活動を積極的に行った。元ガバナーの地区会員に対する影響力は少なくなく、選挙における当落を決定する一つの要素ともなっている。当落が候補者の資質だけではなく、元ガバナーの人脈や影響力によるとなると、それはライオンズクラブの精神、選挙規定第2条の厳正な選挙条項にもとることとなる恐れがある。

また、元ガバナーは現、前ガバナーとその役割、影響力等到大差はない。

そこで、元ガバナーについても現、前ガバナーと同様選挙活動の制限をすべきであり、前記のとおり改正を諮問するものである。

②について

一般に、例えば公職選挙法でも、選挙運動とは特定の候補者に投票をさせるだけではなく、投票をさせないための活動も含まれると解され、そのように規定されている。

ライオンズの選挙においても同様であり、この際前記のとおり改正するのが相当である。

③について

②と同様である。

④について

利益供与と同様に、現実の供与がなくともその申し込みをすること、供与の約束をすることも同様選挙の公正、厳正を害するものであることに変わりはない。

よって、前記のとおり改正するのが相当である。

答 申 書

330-A地区ガバナー

阿久津隆文 様

2012年11月14日

会則・会員・組織連携委員会

委員長 浅野 憲一



上記地区ガバナーからの諮問に対し、以下のとおり答申する。

- 1 「2013～2014 年度地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー代議員会における選挙に関する事項」について

— 上記については、改正の必要はない。

- 2 「330-A地区第59回年次大会議事規則」について

— 上記については改正の必要はない。

但し、4の委員会名及び分科会名は、適宜名称の変更を行う。

以上